



平成 28 年 8 月 25 日
MFJ 第 16-48 号

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会
中央審査委員会

中央審査委員会裁定結果

1. 件名

国内規律裁定委員会裁定結果（平成 28 年 7 月 14 日付）に関するヤマハファクトリーレーシングからの
上告（平成 28 年 7 月 19 日付）

2. 上告人

ヤマハファクトリーレーシング

3. 主な上告内容

国内規律裁定委員会の以下の裁定結果に関する根拠の説明を求めるもの

- ①平田優選手に対する 2 大会出場停止（'16 全日本 MX 第 6 戦東北大会・第 7 戦近畿大会）
- ②ヤマハファクトリーレーシングに対する罰金 100 万円

4. 上告にいたる経緯

- 1) 2016 年 7 月 3 日、兵庫県神戸空港特設コースにおいて開催された「全日本選手権第 5 戦神戸大会」において、IA1 ヒート II にて優勝した#99 平田優選手（以下「平田選手」という。）に対し、同クラスに出場した選手からの抗議及びコース役員からの通告により、ショートカットをしたことに伴い順位が優位となったことを確認したとの報告があり、平田選手に確認したうえで事実と認定し、一周減算のペナルティーを科した。
平田選手ならびにチーム監督・チームスタッフに対し、大会審査委員会で決定した罰則内容を通告。その際、平田選手が大会審査委員会に対して暴言や威圧的行為を行い、さらに大会審査委員室の入り口のドアを外して退出した。
大会審査委員会は、平田選手及びヤマハファクトリーレーシング（以下「上告人」という。）に対し、出場停止等のより重い処分を決定する権限がないため、国内規律裁定委員会に対し、国内競技規則第 3 章 33-2 に基づき上記各事実を報告した。
- 2) 2016 年 7 月 14 日、国内規律裁定委員会を開催し、大会審査委員会委員、平田選手及び上告人チーム代表の聴聞を行った上で裁定を行い、双方に裁定結果を通知した。
- 3) 2016 年 7 月 19 日、上告人より、国内規律裁定委員会の裁定結果の根拠等の説明を求める上告が提出された。

5. 裁定

- 1) 平田選手に対する 2 大会出場停止（'16 全日本 MX 第 6 戦東北大会・第 7 戦近畿大会）

国内規律裁定委員会の行った裁定結果に対しては、平田選手個人からの上告がないため、国内規律裁定委員会で決定した裁定結果に対して本中央審査委員会は判断を加えることができず参考意見となるが、かりに平田選手から上告があったとしても、国内規律裁定委員会が裁定した裁定結果はやむを得ないもの
と考える。



●理由

- ・ 平田選手の行った各行為は、大会審査委員会の各委員に向けられた暴行であり、単なる競技規則に違反する行為であるに止まらず、大会秩序に対する違反行為であり、大会の威信を傷つける非常に重い違反行為である。
- ・ モーターサイクルスポーツは危険を伴うスポーツであるが故にルールとマナーを遵守した行動が求められ、中立的な立場で違反行為や抗議の裁定を行い大会における最高権能を有する大会審査委員会への暴言や威圧的行為は、大会自体を軽視し秩序を乱す行為でありスポーツの価値を貶める行為である。
- ・ ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領等によれば、フェアプレーとは、単なる行動様式ではなくひとつの思考様式として定義されるものであって、競技においてだけでなく競技を離れてもスポーツマンの一人としてフェアプレーは遵守されるべきものである。
- ・ 平田選手の行った各行為は、当該団体においてだけでなく一般社会においても非難されるべき行為であり、その責任は極めて重いものである。
- ・ しかしながら、他方で、平田選手は、過去に暴力的な言動による罰則を受けたことはなく、また、本人は深く反省しており、所属チームから既に一定の制裁を受けている。

※従って、国内規律裁定委員会の決定を最終とする。

2) ヤマハファクトリーレーシングに対し、国内規律裁定委員会の決定を変更し罰金 20 万円とする。

●理由：

- ・ 平田選手の責任は極めて重いものであり、平田選手の所属するチームである上告人もその管理責任を免れるものではない。
- ・ 平田選手の各行為が大会秩序を乱す重大な違反行為であることを考えれば、上告人の責任は決して軽いものではなく、類似の過去の裁定例や他競技の例などを参考にすれば、上告人が再発防止のために諸施策を具体的に検討し、被害者である大会審査委員らへの謝罪を行おうとしていることなど上告人に有利になる事情を考慮しても、国内規律裁定委員会の裁定した罰金 100 万円の結果自体は必ずしも不当であるとは言えない。
- ・ しかしながら、上記のような罰金を科す場合には、その根拠規定が予め設けられており、その内容も明確であることが必要であるところ、罰金の上限については、国内競技規則第 3 章 33-1 において 20 万円との記載のみである。
- ・ 上告人の側からすれば、予め、国内競技規則等において罰金の上限額が明確でないと、萎縮的効果によりその行動の自由につき制限を受ける可能性があるとともに、当該団体内で民主的に協議された国内競技規則等の明確な金額根拠規定に基づかない場合には、恣意的に金額決定されるおそれもある。
- ・ 大会各関係者が、大会審査委員会の上部裁定機関である国内規律裁定委員会がより重い処分を科すことができることは予測できるとしても、国内規律裁定委員会が罰金を科すこと自体が可能という範囲でのものにすぎず、少なくとも罰金の上限金額については上記予測可能性の範囲を超えるものであり、本件において、結果的に罰金の上限について明確な根拠規定がないと評価せざるを得ない。

6. 付随事項

国内競技規則書第 3 章 32-2-5 記載のとおり、MFJ 機関における裁定は中央審査委員会の決定を最終とする。

以 上